# | ス村町民挙げての大イベント夏の大祭!







発行責任者 山田 正和 発行編集者

大内 栄







神輿をわっしょい・わっしょい担ぐ



宵宮に集まった人々

通算第47号



結構当たる























# あなたを悪質商法から守る!

困ったときは=消費者生活センターへ

#### ◆架空・不当請求

サイトを閲覧していたら、いきなり料金を請求する**画面が現れて消えなく**なる といったトラブルが増えています。

\*サイトを閲覧しただけで、契約が成立したり、個人情報が特定されることはあり りません。虚偽の請求画面で騙そうとしています。

### 《被害を防ぐポイント》

- ○絶対に自分から連絡しない
- ○慌てて支払わない
- ○「はい」・YES」・入場する」・「OK」「ENTER」などの<mark>認証ボタンを安易し</mark> 押さない

# ◆送り付け商法

注文をしていない商品を一方的に送り付け、代金を請求する商法です。

#### 《被害を防ぐポイント》

- ○注文した覚えがなければ**支払わない**!
- ○宅配便の受け取り拒否も可能!
- ○受け取ってしまっても、**使用せずに**一定期間すぎれば処分可能

# ◆訪問購入(貴金属・宝石・着物など)

「古着を買い取る」などと事業者が突然訪問し、売るつもりのなかったアク セサリーなどを強引に買い取る商法です。

#### 《被害を防ぐポイント》

- ○むやみに事業者を家にいれない!
- ○売るつもりがなければ、きっぱり断る!
- ○その場で決めず、家族など**周囲の人にまず相談!**

# ◆通信販売(健康食品・健康菊・服・バックなど)

「注文した賞品がイメージと違う・・・」返品できると思っていたのに・・・」と! いったトラブルが多く寄せられています。

#### 《被害を防ぐポイント》

- ○通信販売はクーリング・オフができない
- ○色や仕様、返品ができるか購入前に必ず確認!
- \*返品に関する記載がない場合・・・
- ○賞品受領から8日以内であれば、返品可能! (返送料は購入者負担)

## ◆点検商法(リフォーム工事・屋根・耐震・塗装・シロアリなど)

「無料で点検する」と訪問し、不安をあおる説明をして、高額な契約をさせる商法

\*一度契約すると、次々に契約を迫る事例もあります。

#### 《被害を防ぐポイント》

- ○「今日中に!」などと契約を急がせる事業者は要注意!
- ○その場で決めず、家族など周囲の人にまず相談!
- ○複数の事業者に見積もりを依頼! (相場を調べる)

# ◆「振り込め詐欺」にご用心

【オレオレ詐欺】息子や孫を装い・・・

「無くしたカバンの中に会社のお金が・・・」

「事故を起こして相手に怪我をさせた・・・」

【還付金詐欺】市役所や社会保険事務所を装い

「医療費、保険金が戻ります!急いで手続きを!」

- ○一旦電話を切り、まず冷静に!
- ○一人で悩まない!ほかの家族や周囲の人に、警察に相談!
- ○留守番電話機能を利用